

## 物品調達に係るオープンカウンター説明書

岡山県備中県民局井笠地域総務課では、予定価格（購入予定総額）が一定額以下の物品等の調達（単価契約を含む。）については、見積りを依頼する相手方をあらかじめ特定せず、見積案件を公開し、参加を希望する者（以下「見積参加者」という。）からの見積書提出により受注者を決定する方法（以下「オープンカウンター」という。）を実施し、公平性、透明性、機会均等を図っています。

この説明書は、オープンカウンターの見積参加者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものです。見積参加者は、見積依頼票兼物品発注票及び本説明書を熟覧し、承諾のうえで見積りを行わなければなりません。この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、見積依頼票兼物品発注票に示す者に説明を求めることができます。ただし、見積書提出後、当該仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

### 1 対象となる物件

予定価格（購入予定総額）が160万円以下の消耗品・備品等の物品（単価契約を含む）、印刷物の購入契約で、オープンカウンターを採用することが効果的であると認められる物件を対象とします。

### 2 オープンカウンターに付する事項

見積依頼票兼物品発注票に示すとおりとします。

### 3 見積参加者に必要な資格

次の各号の要件のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 岡山県の物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者名簿（以下「入札資格者名簿」という。）に登録されていること。
- (2) 入札参加者名簿に登録してある住所が岡山県内であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定するものでないこと。
- (4) 岡山県の物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）第9条に規定する入札参加の停止の措置を受けていないこと。
- (5) 岡山県の物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に規定する指名除外の措置を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者は、その申立てがなされていない者とみなす。

### 4 調達案件の公開等

契約担当者は、オープンカウンターを実施するときは、案件ごとに調達番号を付して随時提示するものとします。（原則、毎週水曜日の9時から金曜日の12時までの間「見積依頼

票兼物品発注票」を公開します。)

公開場所は、備中県民局地域政策部井笠地域総務課（以下「総務課」という。）執務室内及び備中県民局井笠地域事務所ホームページ上とします。

※原則、祝日のある週は、オープンカウンターは行わない。

## 5 見積方法

見積参加者は、見積依頼票兼物品発注票で指定する提出期限までに見積書を**直接持参により井笠地域総務課に提出したもののみ有効とします。**

郵送（宅配便等を含む）、電話、電報、テレックスによる見積りは認めません。

### (1) 見積書提出方法

見積書は、井笠地域総務課「オープンカウンターコーナー」に設置された「入札箱」に投入してください。

《見積書提出場所》

岡山県備中県民局地域政策部井笠地域総務課

(〒714-8502 笠岡市六番町2-5 岡山県備中県民局井笠地域事務所第1庁舎2階)

(2) 提出期限は、見積依頼票兼物品発注票に示すとおりとします。

(3) 見積参加者は、次の各号に掲げる事項を記載した見積書を提出してください。

なお、見積書のあて先は、「岡山県備中県民局長」としてください。

ア 見積年月日

イ 調達番号

ウ 物品名、規格

エ 数量

オ 見積単価、見積額

カ 見積参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び代表者印（岡山県との契約締結、代金の請求等に使用する印鑑として届け出ているものをいう。以下同じ。）の押印

※代表者印の押印を省略する場合は、発行責任者及び担当者の氏名、連絡先

キ 電話番号及びFAX番号

(4) 見積金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税及び見積依頼票兼物品発注票に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とします。

また、見積参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者である場合は、消費税及び地方消費税額を外税方式で明示してください。免税事業者である場合は、見積書提出時までに免税事業者である旨の届出を提出しなければなりません。ただし、届出が既に提出されているため必要ないと認められた場合は、この限りではありません。

(5) 見積参加者は、見積依頼票兼発注票ごとに見積書を提出しなければなりません。また1つの見積依頼票兼物品発注票に示した物品すべてを見積らなければなりません。

(6) 見積参加者は、原則として見積依頼票兼物品発注票に示した規格の物品を見積らなければなりません。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではありません。

ア 見積依頼票兼物品発注票に同等品での見積りを認める旨記載されている場合で、要求課の承認を得て、同等品を見積るとき。

イ 見積依頼票兼物品発注票に仕様書及び参考規格（機種）を示している場合で、要求課の

承認を得て、参考規格以外の物品を見積るとき。

ウ 見積依頼票兼物品発注票に示した規格の商品が生産終了となっている場合で、要求課の承認を得て、同一メーカーの後継商品を見積るとき。

エ 見積依頼票兼物品発注票に仕様書のみを提示している場合で、仕様を満たす物品を見積るとき。

- (7) 見積参加者は、(6)アからウの規定により要求課の承認を得て見積るときは、承認を受けた後速やかに井笠地域総務課にその旨連絡しなければなりません。また、見積書には、実際に見積る物品の規格、承認を受けた年月日、承認した要求課の担当者名を記載しなければなりません。
- (8) (6)エの場合で、発注後に仕様を満たされていないことが判明したときは、仕様書に瑕疵がある場合を除き、一切の責任は受注者に帰属します。
- (9) 見積参加者は、見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に必ず代表者印を押印しなければなりません。ただし、金額の訂正はできません。
- (10) 見積参加者は、その提出した見積書の引換え、変更又は取消しをすることができません。

## 6 見積の無効

次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とします。

- (1) 参加資格のない者が見積ったもの
- (2) 同一事項について二以上の見積りをした者の見積書全部
- (3) 見積参加者が協定して見積ったもの
- (4) 見積依頼票兼物品発注票に複数の物品を示している場合で、その一部しか見積っていないもの
- (5) 見積依頼票兼物品発注票に示した仕様等を満たしていないもの
- (6) 物品名及び金額の記載がないもの
- (7) 金額を訂正したもの
- (8) 見積参加者の住所、氏名の記載のないもの
- (9) 見積参加者の代表者名又は代表者印の押印がないもので、発行責任者及び担当者の氏名、連絡先の記載がないもの
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が明確でないもの
- (11) 見積依頼票兼物品発注票で指定した見積書の提出期限までに到達しなかったもの
- (12) その他見積りに関する条件に違反したもの

## 7 開札方法

見積合わせは、見積提出期限後に契約担当者で行います。この時、見積参加者に立合いを求めません。

## 8 落札者の決定及び通知方法

- (1) 原則、毎週金曜日の12時以後に開札し、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積りを行った者を落札者とします。
- (2) 落札となるべき同価の見積りをした者が二者以上あるときは、当該見積りによるFAXくじにより、落札者を決定するものとします。なお、指定時刻までにFAXくじの返信がなかった場合は、当該調達事務に関係のない職員がくじ番号を指定し、落札者を決定するものとします。  
なお、見積参加者から、その参加した案件について照会があった場合は、電話により回答します。
- (3) 原則、改札日の翌週火曜日の12時までには落札業者へ電話連絡による発注を行います。

(4) 見積合わせの結果（落札者、落札金額）は開札日の翌週から総務課において、閲覧します。

#### 9 見積合せの不調

- (1) 見積合せをした場合において、予定価格以下の見積りがないときは、不調とします。
- (2) 見積書の提出期限までに見積書の提出がないときは、不調とします。
- (3) (1)及び(2)の場合は、原則として再度オープンカウンターに付しますが、案件によっては、契約担当者が別途選定した者へ見積りを依頼し、見積合せ等を行うことがあります。

#### 10 契約保証金

契約金額の10分の1の額とします。但し、県との取引実績により、その全部又は一部を免除します。

#### 11 契約の締結

- (1) 契約金額が100万円以上のときは契約書の作成をします。この場合、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければなりません。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなします。
- (2) 契約金額が100万円未満のときは、契約書の作成は省略しますが、請書を提出してください。ただし、契約金額が50万円未満のときは、これを省略することができます。（単価契約分を除く）。

#### 12 見積参加者に求められる義務

見積参加者は、見積依頼票兼物品発注票において求められた要件があるときは、指定した期限までに履行しなければなりません。

#### 13 納品及び検査

- (1) 契約の相手方は、見積依頼票兼物品発注票において指定した期限までに、指定された場所に物件を納入しなければなりません。
- (2) 物件を納入したときは、検査を受け、検査に合格した後引渡しを行わなければなりません。
- (3) (2)の検査に合格したときは、物品受領書に検査をした担当者の押印を受け、契約代金請求時に、請求書と併せて要求課に提出しなければなりません。ただし、納入場所が井笠地域総務課の場合はこの限りではありません。

#### 14 見積りの参加制限

次の各号のいずれかに該当する場合は、以後の一定期間、その者を見積りに参加させないことがあります。

- (1) 見積りに関し、不正又は不誠実な行為が認められたとき
- (2) 落札決定後、正当な理由がなく契約を締結しないとき
- (3) 正当な理由がなく契約を履行しないとき
- (4) その他契約担当者が不相当と認めたとき

#### 15 その他

- (1) 見積参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要したすべての費用は、当該見積参加者又は当該契約の相手方が負担するものとします。
- (2) 契約担当者は、本件調達の契約の相手方を決定するために必要な場合は、見積参加者に追加資料の提出を求めることができるものとします。

- (3) 契約の相手方は、請書を提出しない場合においても、確実に履行しなければなりません。
- (4) 岡山県から提供を受けた文書、電子データ等（この説明書を含む。）について、本件の調達手続き以外の目的に使用してはなりません。
- (5) 本件調達において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (6) 都合により見積りを中止することがあります。
- (7) 物品の種類、納期等の関係で、オープンカウンターに付さない案件があります。
- (8) この説明書に定めのない事項は、地方自治法及び岡山県財務規則の規定によります。
- (9) この説明書は、令和5年9月5日から適用されます。